

国によるセーフティネット保証(4号)の指定見送りについて

今般、近畿経済産業局よりセーフティネット保証(4号)の指定見送りについて、以下のとおり連絡があった。

○近畿経済産業局からの連絡内容

本年9月26日に、台風18号被害に係るセーフティネット保証4号指定に関する調査依頼をさせていただき、この度12月9日、滋賀、福井、京都3府県から調査結果が整いました。

当局において、各府県からの調査結果を集計したところ、指定基準である中小企業者数の相当数の要件が満たされないこととなりました。

(参考)

調査結果 (1) 合計 170者

(前年同月に比して20%以上売上高等が減少し、その後2か月を含む3か月間の売上高等が20%以上減少することが見込まれる中小企業者数)

(2) 合計 188者

(被害額が200万円以上に及んでいることにより、3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少すると見込まれる中小企業者数)

従いまして、台風18号被害に係るセーフティネット保証4号の指定については見送ることとしましたので、ご連絡します。

平成25年12月11日
近畿経済産業局産業部中小企業課

(参考) 各制度の概要

	県独自資金	セーフティネット資金(4号)
融資対象	台風18号により、施設または設備の損壊等何らかの物的損害が発生した中小企業者	災害の発生に起因して、被害等の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者
融資利率	年 1.1% (最優遇金利適用)	
融資限度額	8,000万円	
融資期間	運転7年以内、設備10年以内 (最長期間適用)	
信用保証料	年0.30%~年1.75% ※通常率から、0.15%引き下げ	年0.85%
保証限度額	2億8,000万円	5億6,000万円